

令和 8 年度埼玉県公立学校学習者用端末共同調達（iPad・購入）仕様書

1 概要

この事業は、国策である G I G A スクール構想第 2 期の実現のために公立の小学校、中学校、特別支援学校小学部及び中学部に整備する学習者用端末、予備機について、文部科学省が示す共同調達会議体である「埼玉県共同調達会議」において、共同調達を行うものである。

2 調達機器及び仕様

(1) 別紙 1 「調達機器・仕様一覧」によるものとする。

(2) 別紙 1 「調達機器・仕様一覧」の「(1) タブレット端末一式」は、共同調達に参加する全自治体が調達する項目である。

(3) 別紙 1 「調達機器・仕様一覧」の「(2) 付属品」は、共同調達に参加する各参加自治体が、項目ごとに採否を選択して調達する項目である。特記事項に指定がないものは、仕様等を満たすものを用意すること。

各自治体を選択する付属品等については別紙 2 「自治体別付属品一覧」のとおりである。

3 仕様要件

(1) 別紙 1 「調達機器・仕様一覧」の条件を満たすこと。

(2) 別紙 1 「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外で、「G I G A スクール構想の実現学習者用コンピュータ最低スペック基準」（令和 6 年 4 月 1 7 日文部科学省）を満たすための仕様があれば付加すること。

(3) 別紙 1 「調達機器・仕様一覧」に記載されている以外のもの（物品、ソフトウェア、サービス等）で、パッケージとして無償で提供可能なものがあれば、契約の事務手続きを行う際に、各参加自治体に提示の上、各参加自治体の求めに応じて契約に付加すること。

なお、無償で提供可能なものは、項目ごとに各参加自治体が採否を選択できるものとする。

4 納入条件

(1) 納入する機器は、製造から 1 年以内の新品かつ市販されている物とし、改造は不可とする。

(2) OS 及びアプリケーションは、納入する時点で最新版のものとする。ただし、出荷後に最新版がリリースされる等で最新版でないことがやむを得ない場合は除く。

- (3) 納入時に契約物品の後継モデル若しくは後継バージョンが発売された場合で、やむを得ない場合は、契約物品を後継モデル又は後継バージョンへ変更することを可能とする。ただし、契約金額に変更のないことを条件とし、各参加自治体との協議を経るものとする。
- (4) 納入完了後、各参加自治体担当者の検収を受けるものとする。
- (5) 受注者は検収後、1年以内において納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとする。配送費についても全額負担すること。機器修理対応に関する依頼がある場合は、平日（土、日、祝日及び年末年始を除く）午前9時から午後5時までに対応すること。機器の受け渡し方法については配送、現地引き取りのどちらでも可とするが、自治体と相談すること。配送の場合は特別な指示のない限り発送元に返送すること。なお、配送時の梱包材は自治体で用意する。
- (6) 以下の資料について、各市町村教育委員会と協議の上、確認した期日までに各市町村教育委員会へ電子データをメール等で提出すること。

- ・機器一覧表（Mac アドレス、製造番号）

5 数量、納入場所、納入期限

別紙3「数量・納入条件一覧」によるものとする。

実際の納入日は、契約締結後に各参加自治体と協議の上、決定すること。特に納入にあたって、設置については、各参加自治体にスケジュール表を事前に提出の上、日程を調整すること。なお、教室での設置等が想定される場合は授業に支障のない日程で行うなど、各参加自治体と協議の上実施すること。

6 契約

- (1) 契約は落札者と各参加自治体または参加自治体が指定したリース業者間で締結するものとし、埼玉県共同調達会議は契約について一切関与しない。
なお、契約の方法、形式等については各自治体の意向に従うこと。
- (2) 落札後は各自治体等との契約候補者となるが、その権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。
- (3) 物品調達の議決を得られなかった自治体においては、契約を締結しないことがある。
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、各自治体の承諾を得た場合は、この限りでない。承諾は落札後、事業着手前に受けることとする。
- (5) 調達にかかる一連の経費について、埼玉県共同調達会議は一切負担しない。